

令和4年度 白川郷学園いじめ防止基本方針

白川郷学園の学校教育目標

『ひとりだち～自立・共生・貢献～』

自分で自分の未来を切り拓いていく子

白川郷学園は上記の学校教育目標の下、全教職員でひとりだちの礎の育成を行っている。したがって、理念を脅かすいじめ撲滅への願いは人一倍強く持っている。しかし、信念だけでいじめを撲滅していくことは難しいのも事実である。

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という基本認識にたち、いじめる側もいじめられる側も知らないうちにいじめに発展するケースもある。ただ、いじめが子どもたちの将来につながる無限の可能性を阻害する事は間違いない。白川村の未来の宝物である子どもたちのためにも、学園の力を結集していじめを撲滅しなければならない。

ここに定める「白川郷学園いじめ防止基本方針」は学園の決意を表し、具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※この法律における「学校」：小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

※この法律における「児童等」：学校に在籍する児童又は生徒

(2) 基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「未然防止」のための日常的な取組やいじめの「早期発見」、いじめが認知された場合の「早期対応」に速やかに組織的に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ②いじめは「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ。
- ③いじめは見ようと思ってみないと見つけにくい問題である。
- ④いじめられている子の立場に立った親身の指導を行う。
- ⑤いじめの問題は教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

(3) 学校としての構え

- 学校は、子どもの心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、子どもを守る。
- 学園の教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、どの子にも徹底する。
- 「いじめをしない、させない、許さない学級・学園づくり」を進め、どの子も大切に
する教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要
な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止

魅力ある学校づくり

(1) 自己存在感や自己肯定感の育成と居場所づくり

- 全ての子どもたちが大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己存在
感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、互いの違いや
よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- 学園教職員全員による日常的な声かけや価値付け、教育相談などによって、どの
子も安心できる場所を提供できるように授業づくりや集団づくりを行う。
- 子どもたちの様子をよく見届けることで、その子の行動にある心やよさを価値付
け、自己肯定感を育成する。
- 価値付けを続けることで、自己肯定感を育みながら、誰にも見てもらっていなく
ても自分のしていることに、自分で価値を見いだせる心を育成する。

(2) 授業研究構想に基づく「わかる・できる授業」の推進

- 子どもたちに確かな学力を付け、どの子も「わかった、できた」という達成感を
味わえるよう、終末からの授業改善を継続し、教科指導を充実する。
- 間違っただけを言っても笑われたり、叱られたりしないという雰囲気をつくり、子
どもたちが自分らしく学べる学習環境を整える。安心できる仲間関係を醸成するこ
とで何をどうやって学びたいのか、何がわからないのか等、自由に表現できるよう
にする。

(3) 自己有用感を感じ取れる絆づくり

- 全ての児童生徒に充実した集団活動を提供し、共同的な活動に主体的に取り組む中
で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れるよう
にする。あったかい言葉がけに取り組むことで、望ましい人間関係を築く。授業や
行事の場面においても、互いを認め合う中から生まれる“絆”という感覚によって
つながった人間関係を児童生徒自らがさらに紡いでいく“絆づくり”の場として、
児童生徒の主体的な活動を仕組んでいく。
- 琴臣式のあいさつ（立ち止まって・おじぎ付きで・道をあけて）などの形には、他
者に対しての感謝の気持ちが込められていることを指導し続けていく。感謝の気持
ちをもって生活を続けていくことで、感謝される心地よさを誰もが感じることがで
きるようにする。
- そのような心地よさを感じることで、よりよいと思う方法を判断し決定し行動でき
る、自己指導力を育成する。

3 いじめの早期発見・早期対応

早期発見

(1) 教師の感性を磨く

子どもたちや学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが必要である。その中で、子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

(2) 集団の視点から捉える

成長の発達段階からみると、子どもたちは3・4年生以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

(3) 心のキャッチボール

毎日の日記や日常の会話はタイムリーな情報源である。日頃から内容をしっかり受け止めたり、秘密を守ったりすることで、万が一の時の駆け込み寺にすることができる。言葉のキャッチボールをしている中で信頼関係を深めていくことが重要である。小さな記述の変化を見逃さない。(破っている・書いたものを消している)

(4) 日常的な教育相談

日常での教職員の声かけ等、子どもたちが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、子ども全員を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。学園では、心のアンケートを実施し、その結果をもとに学園の子どもたち全員を対象とし教育相談を実施している。また、「マイサポーター制度」を取り入れ、相談しやすい環境づくりをしている。

(5) 定期的なアンケート等の実施

学園では2ヶ月に1回のアンケートを実施し、(4)で述べた教育相談に生かしている。また、QUTテストによって集団の面からの捉えを行っている。学習・生活に関わるアンケートも行い、子どもの変化をつかんでいる。

アンケートは、主観的な見方になりがちな教職員にとって客観的な見方を提供してくれるものである。また、アンケートの取り方についても、より本音を書きやすい方法の工夫を行う。アンケートは学園で一斉に行い、直後に個人面談をセットで実施することで、本当のことを書けない(書きたくない)心情にふれることを大切にする。担任がつかんだ情報はすぐに生徒指導主事に報告し、即時指導が必要な事案については、速やかにいじめ対策委員会を招集し、事実の確認にあたる。アンケート等は、児童生徒が学園に在学中は厳重保管する。生徒が卒業後も、5年間保管する。

(6) 保護者・地域との連携

日常的に保護者・地域との関係を深めておくことが重要であり、保護者の来校時に子どもについての情報交換を行ったり、欠席時は保護者に家庭のようすを伝えていただく機会としたりしていくことが必要である。

早期対応

(1) 配慮事項

『いじめた子ども・いじめを知らせた子どもを守り抜く』

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 早期対応の流れ

【事実の把握】

- すみやかにいじめ対策委員会を招集する。
- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。（手分けをしてすみやかに）
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- 概略がつかめた時点で教育委員会に一報を入れる。

【指導体制・方針の決定】

- 出口（落とし所）を明確にする。
- すばやく対応する。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 役割分担を明確にする
- 関係機関との連携を図る。（教育委員会・教育事務所・警察署等）
- P T Aに報告する。

【子どもたちへの指導】

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもへの毅然とした指導と共に取り返しの場を与える。
- 直接かかわっていない子どもたちに対しても傍観者ではいけないという意識がもてるような指導をする。

【保護者との連携】

- 被害者の保護者には誠心誠意謝罪し、今後の指導の方向を明確に示す。
- 加害者の保護者には事実関係を正確に伝え、立ち直らせるために共に関わっていくことを確認する。

【事後】

- 被害者の子どもが安心して学校生活を送れるような体制を構築する。
- 全職員体制でいじめが再発しないか見届ける体制をとる。
- 加害者の子どもの立ち直りを支援する。
- 定期的に双方と教育相談を実施する。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

白川村いじめ防止等対策推進条例を受け、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策推進法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 構成員

【学校職員】 校長、副校長、教頭、◎生徒指導主事、教務主任、担任

【学校職員以外】 PTA代表（会長）、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員長

(2) 役割や機能

- いじめの相談
- いじめの防止の取り組み
- 職員のいじめに対する意識の向上（研修会の実施等）
- 通報（報告、連絡）の窓口
- いじめがあったときの対応

(3) 組織図

図1：平時の組織とその関係

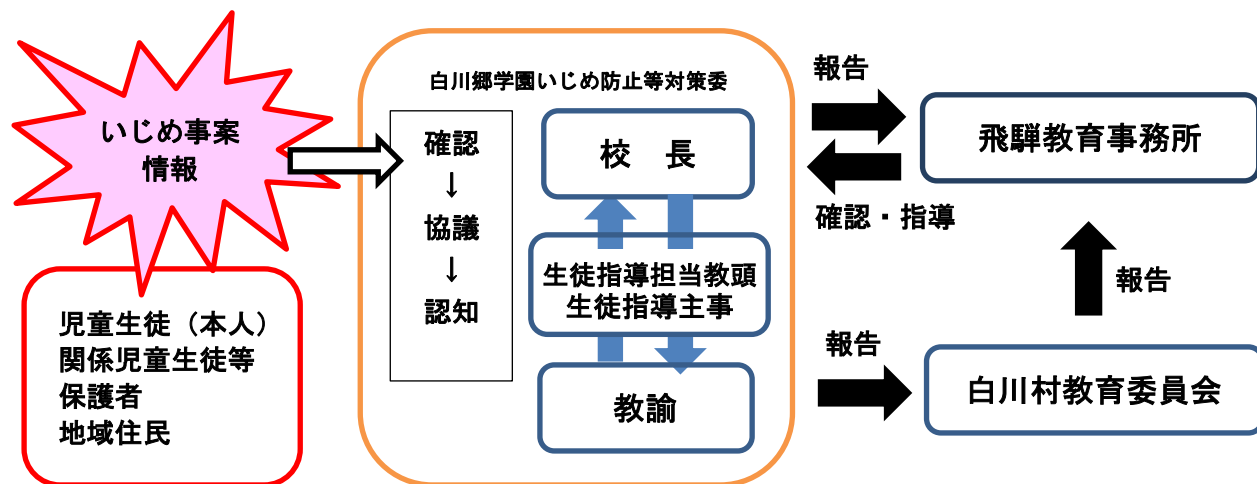
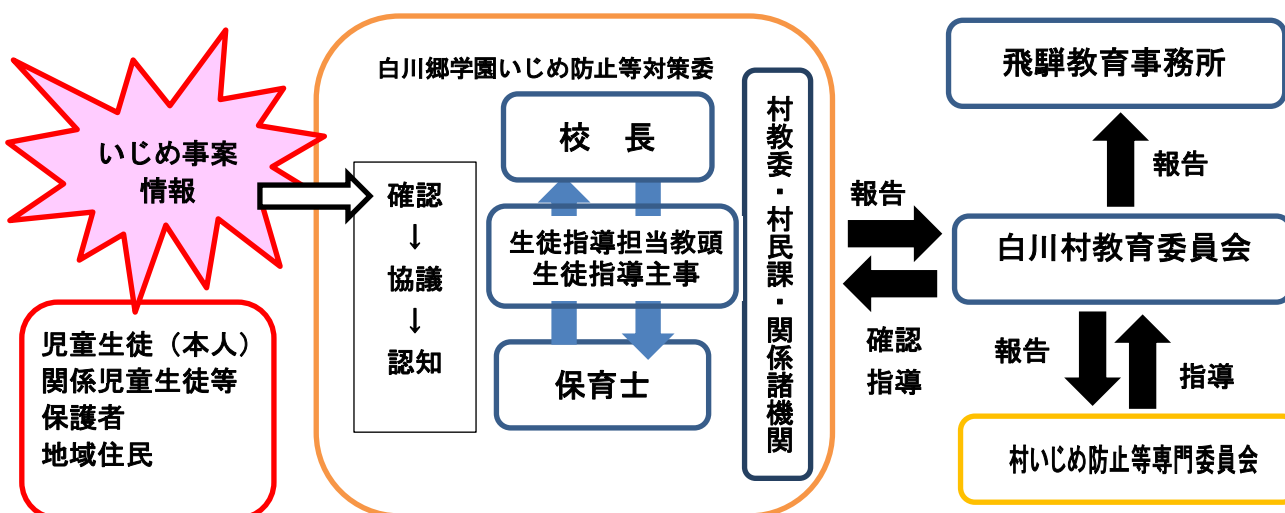


図2：重大事態発生時の組織とその関係



5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画（R4年度）

月	取り組み内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・学園職員会において「白川郷学園いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明と確認 ・学校運営協議会で「方針」の説明 ・PTA総会で「方針」の説明 児童生徒アンケート実施 ・人権宣言の共通理解（令和2年度児童生徒会制定） ・マイサポーターの決定 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCとの面談 ・SCによるアンケート分析 	※学園教職員による委員会は必要に応じて随時行う。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテストの実施と分析 人権宣言に関わる取組① ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家を含む） ・村いじめ防止等専門委員会（オブザーバー出席） 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間の実施 ・保護者、学校運営協議会対象「学校評価」の実施 ・教職員対象アンケートの実施 	第1回県いじめ調査
8・9月	<ul style="list-style-type: none"> ・村教育会研修会（専門支援員等） ・「学校評価」結果公表 人権宣言に関わる取組② 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによるアンケート分析 ・教育相談週間の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・QUテストの実施と分析 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（児童生徒会主催による集会） ・保護者、学校運営協議会対象「学校評価」の実施 	第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取り組みの公表 人権宣言に関わる取組③ 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによるアンケート分析 ・教育相談週間の実施 ・教職員対象アンケートの実施 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家を含む） ・「学校評価」結果公表（学校運営協議会等での報告） ・ホームページ等での結果公表 	第3回県いじめ調査（国の調査を兼ねる）